

大分市上下水道局ディスポーザ排水処理システム取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)システム 生ゴミを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき、同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたもの又は上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が設置について適当と判断したものをいう。
- (2)申請者 システムについて大分市公共下水道条例(昭和43年大分市条例第37号。以下「条例」という。)第4条の確認を受けようとする者をいう。
- (3)使用者 システムを条例第2条第6号に規定する排水設備に接続し、処理水を公共下水道に廃棄する者をいう。

(書類の添付)

第3条 システムの新設又は変更等に係る計画の確認を受けなければならない申請者は、大分市公共下水道条例施行規程(平成30年大分市水道事業管理規程第2号)第8条に規定する申請書に別紙1に掲げる書類を添付しなければならない。

(維持管理に関する指導)

第4条 管理者は、条例第4条の確認を行う場合は、申請者に 対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1)維持管理計画書(様式-2)に従い、システムを適切に使用及び維持管理すること。
- (2)システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- (3)システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4)システムの使用及び維持管理に関して管理者が行う指導に協力すること。
- (5)システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、維持管理に関する資料の提出又は立入検査等に協力すること。
- (6)生物処理タイプのシステムの処理水に係る水質検査については、維持管理計画書に基づいて行い、処理水質(設計条件)に適合しないときは速やかに改善すること。

なお、水質検査が困難な機械処理タイプのシステムは、適合評価時における標準耐用年数の1.5倍以上の耐久性、耐摩耗性等を有する評価結果及び維持管理計画に基づいて行う保守点検の実績

をもって水質が満足されることを確認するものとする。

- (7) 使用者は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告しその指示に従わなければならない。
- (8) 排水処理槽から発生する汚泥の処分等については、自らの責において適切に処理し、処分方法及び処分先を明確にすること。
- (9) システムの使用にあたっては、使用方法、維持管理方法等適正な使用に関する周知を行うこと。

(譲受人等に対する説明)

第5条 申請者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡するときは、当該建築物の譲受人に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

ディスポーザ排水処理システム設置に関する提出書類

1 一般事項に関する書類

(ア) 規格適合評価書(写)

(ディスポーザ部及び排水処理部について)

(イ) 誓約書 (様式-1)

2 システムの構造、性能を示す仕様書

1) ディスポーザ

2) 排水配管部

3) 排水処理部

4) 排水処理部の処理能力算定根拠

5) その他当該システムが認定要件に適合しているか判断するために必要な資料

3 維持管理経計画に関する書類

1) 維持管理計画書 (様式-2)

2) 維持管理業務委託契約書 (写)

相応の理由があり、申請時まで維持管理業務委託契約を締結できないときは、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める場合に限り、「維持管理業務委託確約書(様式-3)」に代えることができる。

なお、この場合、維持管理業務契約を建物完成後使用時までに行うものとし、契約後速やかに「維持管理業務委託契約書」の写しを管理者に提出するものとする。

3) その他管理者が必要と認めるもの

4 その他

1) 使用者承継届出書 (様式-4)

2) ディスポーザ排水処理システム廃止届出書(様式-5)

誓 約 書

大分市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
(TEL)

ディスポーザ排水処理システムを(大分市)に設置するにあたり、適切な維持管理が行われる限りにおいて公共下水道に接続する排水設備として適当であることを十分認識し、別添の維持管理計画書に基づき下記事項を遵守しながら、責任を持って維持管理を行うことを誓約致します。

記

1. 自己の責任をもって維持管理計画のとおり適切な維持管理を行います。
2. 当該システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出します。
3. 当該システムの維持管理業務委託契約に基づき維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間は保存します。
4. 管理者から維持管理に関する資料の提出要請には速やかに応じ、又は立ち入り検査に協力します。
5. 生物処理タイプのシステムの処理水に係る水質検査については、維持管理計画書に基づいて行い、処理水質(設計条件)に適合しないときは速やかに改善することとします。
6. 堆積汚泥の引き抜き・処分については、自己の責において適切に処理し、処分方法及び処分先は明確にします。
7. 維持管理体制に変更が生じるときは、事前に書面(様式－2)で提出します。
8. 管理者が当該システムについて基準等を新たに設け、または変更したときはこれに従います。
9. システムの使用を廃止したときは、ディスポーザ排水処理システム廃止届出書(様式－5)を速やかに提出します。
10. その他、管理者が必要と認めた事項については、適切に対処します。
11. 当該システムの設置された建築物を第三者に譲渡するときは、当該建築物の譲受人に対し、誓約事項を承継します。その際、譲受人が使用者承継届出書(様式－4)を提出するよう自己の責において伝えます。

(様式－2)

年 月 日

維持管理計画書

(1/3)

申請者の住所 氏 名 T E L	
------------------------	--

1 一 般 事 項	(1) 設 置 場 所			
	(2) シ ス テ ム の 名 称 等	①ディスプレイ部		
		規格適合評価	評 価 番 号 :	
			規格適合取得者名 :	
			適 合 年 月 日 : 年 月 日	
			件名及び型式名 :	
		製品認証	認 証 番 号 :	
			認 証 取 得 者 名 :	
			認 証 年 月 日 : 年 月 日	
			認証製品等の名称 :	
		②排水処理部(生物処理タイプのみ)		
		規格適合評価	評 価 番 号 :	
			規格適合取得者名 :	
			適 合 年 月 日 : 年 月 日	
			件名及び型式名 :	
		製品認証	認 証 番 号 :	
			認 証 取 得 者 名 :	
	認 証 年 月 日 : 年 月 日			
	認証製品等の名称 :			
	(3) 工 程		着工予定年月日 : 年 月 日	
			使用開始予定年月日 : 年 月 日	
	(4) 施工業者	粉砕装置部		
		配管系統部		
		排水処理部		

	(5) 維持管理業者	粉碎装置部		
		配管系統部		
		排水処理部		
	(6) 設置場所位置図	別紙 図一 のとおり		
	(7) 建築物配置図	別紙 図一 のとおり		
	(8) 排水設備設計図	建築平面図	別紙 図一 のとおり	
		排水設備図	別紙 図一 のとおり	
給排水配管図		別紙 図一 のとおり		
2 設 置 施 設 の 仕 様	(1) ディスポーザ		型式 : 製造 : 品番 :	
	(2) 排水処理部		設計人員 : 設計生ゴミ量 : 計画汚水量 :	
	(3) 算定根拠		別紙 ー のとおり	
3 維 持 管 理	(1) 処理水質(設計条件)		BOD : SS : n-Hex :	
	(2) 維 持 管 理 体 制		粉碎装置部	排水処理部
		保守点検内容及び 維持管理頻度	・機器の点検整備 (回/年)	・配管内の点検 (回/年) ・水質検査 (回/年) ・清 掃 (回/年) ・汚泥引抜 (回/年) ・定期点検 (回/年)
		使用者への周知事項	別添のとおり	

	(3) 点 検 項 目	点検項目	別紙 図－ のとおり	別紙 図－ のとおり
		保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	別紙 図－ のとおり
			保守点検記録表	別紙 図－ のとおり
4 そ の 他	(1) 維持管理契約書(注)	別紙 ー のとおり		
	(2) 保守点検記録	保管期間 : 3年間		
	(3) 上下水道事業管理者への 報告	報告頻度 : 上下水道事業管理者の指示による		

(注) ただし、相当の理由があり、申請時まで維持管理業務委託契約を締結できない時は、上下水道事業管理者が認める場合に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理業務委託契約の締結後、速やかに当該契約書の写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

維持管理業務委託確約書

大分市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
(TEL)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の維持管理業務委託契約について、下記のとおり、確約します。

1 建築物の概要

名称:

住所:

戸数・階数等:

2 設置するシステム

①ディスポーザ部

システムの件名及び形式名:

評価番号:

適合年月日:

規格適合取得者名:

②排水処理部(生物処理タイプのみ)

システムの件名及び形式名:

評価番号:

適合年月日:

規格適合取得者名:

3 維持管理業務の委託契約等について

当該システムの使用者が確定し次第、使用者と維持管理者との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- ・使用者承継届出書(様式－4)
- ・維持管理計画書(様式－2)
- ・維持管理業務委託契約書(写し)

(様式－４)
年 月 日

使用者承継届出書

大分市上下水道事業管理者 殿

使用者 住所
氏名
(TEL)

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムを承継したので次のとおり届出します。

設置場所		
承継年月日	年 月 日	
旧使用者	名 称	
	住 所	〒
	氏 名(代表者)	TEL
新使用者	名 称	
	住 所	〒
	氏 名(代表者)	TEL
承継の原因		

年 月 日

ディスポーザ排水処理システム廃止届出書

大分市上下水道事業管理者 殿

使用者 住所
氏名
(TEL)

ディスポーザ排水処理システムを廃止したので、次のとおり届出します。

- 1 廃止年月日 年 月 日
- 2 設置場所（住所）
- 3 建築物の種類 一般住宅・集合住宅・その他（ ）
- 4 建築物の名称